

ADA : 苦情申し立て手順

ADA: Complaint Process

サンタクララバレー交通局 (VTA) は、当局すべての交通サービスの利用権利を市民の皆様に等しく提供しています。

この苦情手順は 1990 年に制定された障害を持つアメリカ人法 (「ADA」) の必要条件を満たすべく作成されました。この手順は、VTA によるサービス、活動、プログラム、または恩恵の提供に関し、障害を理由に差別を受けたとの苦情を申し立てたいと希望する人であれば誰でも利用することができます。

VTA の人事方針は、雇用関連の障害者差別に関する苦情を取り扱っています。

苦情申し立て (Filing a Complaint)

苦情は差別を受けた日から 180 歴日以内に申請する必要があります。最善の方法は、ADA 苦情届出書 (以下に提示) を利用して書面で申し立てる方法です。の送付先は次のとおりです :

ADA Coordinator

Office of Diversity and Inclusion

Santa Clara Valley Transportation Authority

3331 North First Street, B1

San Jose, CA 95134

(408) 321-2300

www.vta.org

口頭による申し立ては、VTA のカスタマーサービスセンターにより受け付けられ、書面化されます。

(408) 321-2300 へ電話にてご依頼ください。苦情は、連邦公共交通局([Federal Transit Administration](http://www.federaltransitadministration.gov))、雇用機会均等委員会([The Equal Employment Opportunity Commission](http://www.eeoc.gov))、州公正雇用住宅部など外部の政府機関にも申し立てることができます([The Department of Fair Employment and Housing](http://www.dhcd.ca.gov))。ADA の苦情申請に関する詳細は各機関のウェブサイトをご参照ください。

苦情を VTA や外部の政府機関に同時に申し立てる場合は、外部の政府機関に対する苦情が VTA に対するものよりも優先されます。ただし、VTA は苦情に関する独自調査を継続し、調査結果を利用できるようにします。

調査

正式に苦情が受領されてから 10 営業日以内に、ADA コーディネーターが申請者に通知し、調査が開始されます。

どの VTA の部門に対する苦情であっても調査が実施されます。調査はまた、人事部門と連携し、人事部門のアドバイスに従って行われます。

問題を明確にするため、すべての関係者との間で話し合いが行われる場合もあります。苦情は、弁護士または申請者の代理人により示され、証人を出席させて証言させたり、証拠を提示したりする場合があります。

調査は正式な苦情申請を受領してから実施され、60 日以内に結審します。

受領したすべての情報を基に、ADA コーディネーターが調査報告書を作成し、最高責任者に提出します。

申請者は期限である 60 日以内に最終結審に関する通知書を受け取ります。調査の大半は 30 日以内に終了します。

申請者は上訴する権利についても通知を受けます。連邦公共交通局 ([Federal Transit Administration](#))、雇用機会均等委員会 ([The Equal Employment Opportunity Commission](#))、州公正雇用住宅部 ([The Department of Fair Employment and Housing](#)) にも上訴することができます。

ADA コーディネーターやその指名者が受領した書面の苦情、連邦公共交通局、雇用機会均等委員会、州公正雇用住宅部に対する上訴、およびそれらの機関からの回答は VTA に 3 年間以上保管されます。

ADA 苦情届出書 ([ADA COMPLAINT FORM](#))

障害を持つアメリカ人法に関する苦情届出書

Americans with Disabilities Act Complaint Form

サンタクララバレー交通局 (VTA)

Santa Clara Valley Transportation Authority (VTA)

VTA は、1990 年制定の障害を持つアメリカ人法 (「ADA」) タイトル II に定めるとおり、何人に対しても、障害を理由に VTA のサービス、プログラム、活動への参加や利用を拒否されることのないよう全力を尽くしています。ADA に関する苦情は、申し立ての対象となる事案が発生した日から 180 日以内に届け出なければなりません。

苦情を処理するためには、下記の情報が必要です。この届出書に記入するうえで支援が必要な場合、または口頭による申し立てをご希望の場合は、(408) 321-2300 に電話をかけ、ADA コーディネーターにご連絡ください。記入済みの届出書は、次の宛先に郵送してください。ADA Coordinator, 3331 North First Street, Building B-1, San Jose, CA 95134

あなたの氏名 : Complainant:	電話 : Phone:
住所・番地 : Street Address:	その他の電話 : Alt Phone:
	市、州、郵便番号 : City, State, Zip Code
苦情を届け出る人 (届出の本人以外の場合) : Person Preparing Complaint (if different from Complainant):	
住所・番地、市、州、郵便番号 : Street Address, City, State, Zip Code	

発生日(Date of incident) : _____

申し立ての対象となる差別のあった出来事を、該当する場合は発生場所などを含め、説明してください。わかる場合は、事件に関与した VTA 職員の名前と役職を記入してください。

次のページに続く

差別のあった出来事を説明してください (続き) :

他の連邦、州、地元の機関に苦情の届出を行いましたか？はい/いいえ (どちらかを丸で囲んでください)

「はい」の場合は、届出を行った機関と連絡先を下記に記載してください。

機関名	担当者名
Agency	Contact Name

住所・番地、市、州、郵便番号	電話
Street Address, City, State, Zip Code	Phone

機関名	担当者名
Agency	Contact Name

住所・番地、市、州、郵便番号	電話
Street Address, City, State, Zip Code	Phone

私は、上記の告発内容を読み、私が知り、信じる限りにおいて真実であることをここに確認します。

届出人の署名

日付

Complainant's Signature

Date

届出人の名前は、活字体で記入するか、またはタイプしてください。

Print or Type Name of Complainant

受領日 : _____

Date Received:

受領者 : _____

Received By: